都市公園に設置する自動販売機に関する協定書(案)

みよし市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、甲の管理する都市公園に設置する自動販売機に関し、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条　乙は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、みよし市都市公園条例（昭和59年三好町条例第12号）、みよし市都市公園条例施行規則（昭和59年三好町規則第7号）、その他関係法令の定めに従うとともに、信義に従い誠実にこの協定を履行しなければならない。

（許可物件）

第2条　乙は、次の表に定めるところにより、自動販売機（その附属物を含む。以下同じ。）を設置するものとする。

物件名	設置する都市公園名	設置場所	設置台数	設置面積
自動販売機	○○公園		台	㎡

２　乙は、前項の規定により自動販売機を設置する場合は、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）を受けて行わなければならない。

（指定用途）

第3条　乙は、募集要項に定める設置場所（以下「許可区域」という。）を、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

２　乙は、前項に定める使用をするにあたっては、募集要項の内容を遵守しなければならない。

（許可期間及び更新）

第4条　設置期間は、令和4年4月1日から許可の終期（第3項の規定による更新がされた場合は、当該更新後の終期）とする。

２　甲は、乙に対して、自動販売機を設置させるため、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを期間とする許可を行うものとする。この場合において、甲は必要な条件を付して許可することができるものとする。

３　乙は、この協定の内容及び前項の許可の際に付された条件を変更しないことを前提として、令和4年4月1日から2年を限度（最大令和7年3月31日まで）として、1年を単位として許可の更新を申請することができる。

４　前項の更新の申請は、更新にかかる年度の前年度の10月末日までに、甲に公園施設設置許可申請書（みよし市都市公園条例施行規則第3号様式）を提出して行うものとする。

５　乙は、前2項の規定による更新の申請をしない場合は、許可物件の廃止の届出をしたうえで、甲が指示するところに従い、許可の終期までにその設置に係る自動販売機（以

下「許可物件」という。）を撤去しなければならない。

（使用料）

第5条　乙は、許可期間中においては、許可に係る使用料（以下「使用料」という。）を、甲の発行する納入通知書により、甲が定める期限までに納付しなければならない。

２　使用料の額は、1年につき○○○○○円とする。

（督促及び滞納処分）

第6条　乙が前条第1項の納付期限までに使用料を支払わないとき、甲は法令の規定に基づき督促を行うことができるものとする。この場合において、当該督促をした後相当の期間を経過してもなお乙が使用料を支払わないときは、甲は法令の規定に基づき滞納処分を行うことができるものとする。

（届出事項）

第7条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに甲に対して届けなければならない。

(1) 乙の本店所在地、商号、代表者その他の重要事項について変更があったとき。

(2) 乙の地位について相続又は合併による包括承継その他の変動が生じたとき。

(3) 許可物件が滅失又は損傷したとき。

（公園利用者への利用の開始）

第8条　乙は、令和4年4月1日から同月5日までの間に許可物件を設置し、公園利用者への利用に供しなければならない。

2　乙は、やむを得ない事情により、前項に定める期日までに公園利用者への利用を開始できない場合は、事前にその詳細な理由及び利用を開始できる日を付した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条　乙は、許可によって生ずる権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることができない。

（維持管理義務）

第10条　乙は、善良な管理者としての注意をもって許可物件の維持管理に努め、公園利用者の安全、災害の防止及び美観の保持に努めなければならない。

2　前項の維持管理にかかる費用はすべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

3　乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園利用者や近隣住民等（以下「公園利用者等」という。）に迷惑をかけ、又は損害を及ぼす行為を行ってはならない。

4　乙は、許可物件に関し、公園利用者等から苦情又は要望等があった場合は、乙の責任において速やかに解決をしなければならない。

5　乙は、許可物件の設置又は維持管理に起因し、公園を損傷させ、又は公園利用者等に損害を与えた時は、直ちにその内容を書面により甲に報告しなければならない。

（調査協力義務）

第11条　甲は、許可区域について随時その使用状況を調査することができる。この場合において、甲が必要と認める場合は、乙はこれに協力しなければならない。

2　乙は、毎月、都市公園に設置した自動販売機に係る直近1月分の月別販売数量を記載した販売実績報告書を甲へ提出しなければならない。

（許可の取消）

第12条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができる。

(1)　国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために許可区域を必要とするとき。

(2)　許可区域に関し、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき、都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき、その他都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(3)　乙が第1条に定める関係法令・規程又はこの協定の定めに違反したとき。

(4)　その他乙に許可を継続しがたい重大な過失又は背信行為があったとき。

2　前項の定めにより許可を取り消した場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる理由によって許可を取り消した場合又は乙の責めに帰することができない事由による場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

3　前項ただし書の定めによる使用料の還付額は、みよし市都市公園条例及びみよし市都市公園条例施行規則に定めるとおりとする。

（許可物件の廃止）

第13条　乙は、許可物件の維持管理を継続できない事由があるときは、許可期間の満了前においても許可物件の廃止の届出をすることができる。

2　前項の定めにより乙が廃止の届出をした場合において、既納の使用料は還付しない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によって廃止する必要が生じた場合その他甲が正当な理由があると認めた場合は、使用料を還付することができる。

（原状回復義務）

第14条　許可期間が満了し、又はその他の理由により許可が終了したときは、許可の期間内に、乙は自己の費用をもって許可物件を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

2　乙は、前項の定めにより許可区域を甲に返還するときは、原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。

3　乙が第一項に定める義務を履行しないときは、甲がこれを代執行し、これに要した費用を乙から徴収する。

（損害賠償）

第15条　乙は、この協定及び許可に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費等の放棄）
第16条　乙は、許可期間が満了した場合又はその他の理由により許可が終了した場合において、許可物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（許可申請等の費用）
第17条　許可の申請及び協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）
第18条　この協定書、共通仕様書及び物件別特記仕様書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　愛知県みよし市三好町小坂50番地
みよし市

代表者 みよし市長　　小　山　　祐　　印

乙

㊞